

「矢吹町訪問介護事業所緊急支援金」のご案内

矢吹町では、物価高や人件費の高騰、介護報酬の改定等の影響に対応し、町民の在宅生活に不可欠な訪問介護サービスを継続的に提供するため、緊急支援金を交付します。

1. 支援金事業の概要

■目的

物価高や人件費の高騰、および令和6年4月からの介護報酬減額改定の影響を受ける訪問介護事業所の経営を支援し、町民に必要な介護サービスが継続的に提供される体制を維持することを目的とします。

■対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに提供されたサービスを対象とします。

2. 支援対象

■対象となる事業者

以下の要件をすべて満たす事業者が対象です。

- 令和8年4月1日時点で、矢吹町において訪問介護サービスを提供していること。
- 矢吹町に納付すべき町税の滞納がないこと。
- 矢吹町暴力団排除条例に規定する暴力団でないこと。

■対象となるサービス

矢吹町に居住する介護保険の被保険者にて実施する、以下の訪問介護サービスが対象です。

- 介護報酬の支給となる「身体介護」、「生活援助」。
- 通院等乗降介助で、乗車地または降車地が矢吹町内の被保険者の居住場所であること。

※同一建物内で2人以上に連続してサービスする提供を除く。

3. 支援金の額

■基本額

対象となるサービス 1回につき500円を交付します。

■加算措置額

身体介護または生活援助のサービス回数が、令和8年3月のケアプランと比較して増加した場合(新規提供を含む)、増加した回数 1回につき3,500円を加算します。

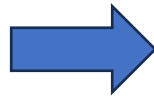
■訪問自動車支援額

訪問に使用する自動車・借上車に対して 1台20,000円を交付します。

(町内事業所に限り、1台につき1回申請)

【算定例】

令和8年3月のケアプラン
身体介護 週2回
(毎週 水・金)
⇒月8回利用



令和8年6月のケアプラン
身体介護 週3回
(毎週月・水・金)
⇒月13回利用

支援金対象 500円×13回= 6,500円

加算対象 3,500円×5回=17,500円

合計 24,000円が支援額となります。

4. 申請手続き

■申請期間

支援金の申請は、サービス提供機関に応じて下記のとおり四半期ごとに受け付けます。

サービス提供期間	申請期限
令和8年4月～6月分	令和8年7月15日
令和8年7月～9月分	令和8年10月15日
令和8年10月～12月分	令和9年1月15日
令和9年1月～3月分	令和9年4月15日

■提出書類

- 矢吹町訪問介護事業所緊急支援金交付申請書(第1号様式)
- 矢吹町訪問介護事業所緊急支援金所要額内訳書(第2号様式)

※様式は町ホームページからダウンロードしてください。

※申請書に支援金の振込先口座をご記入ください。

※訪問に使用する車両については、事業所で使用している車両だとわかる書類、借上車の場合は、当該車両が借上車だとわかる書類及び車検証の写しも添付願います。

■申請から交付までの流れ

- ① **申請** : 上記の期間内に、町へ申請書類を提出してください。
↓
- ② **審査・決定** : 町で申請内容を審査し、交付を決定します。
↓
- ③ **通知** : 町から交付決定通知書を送付します。
↓
- ④ **交付** : ご指定の口座へ支援金を振り込みます。

【お問い合わせ】

矢吹町役場 保健福祉課 介護保険係
TEL: 0248-44-2300 内線 959、960